

# 確定申告をすると、 所得税が還付される 場合があります

確定申告を

する義務のない人でも次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。



- (1) マイホームをローンなどで取得した場合（住宅取得等特別控除）
- (2) 多額の医療費を支払った場合（医療費控除）

- (3) 災害や盗難にあった場合
- (4) 年の途中で退職し、再就職していない場合
- (5) 給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受ける場合
- (6) 年末調整で控除をし忘れた場合（年末の出産など）

## 注意事項

還付を受けるための申告書は、2月15日以前でも提出することができます。

申告書の提出先 豊橋税務署または各申告会場へ

問合せ先 豊橋税務署（☎0532-5216201）

# 市県民税

## 申告の必要な人は…

平成9年1月1日現在、蒲郡市内に住んでいて、平成8年中に所得のあった人のうちで、次のいずれかに該当する人は申告が必要です。

- (1) 営業、農業など事業を営んでいる人や貸家等の不動産所得のある人、年金など雑所得のある人、土地や建物を買った人
- (2) サラリーマンで、給与所得の他に地代、家賃、年金、農業などの所得のある人

## 注意事項

給与所得だけの人で、勤務先から給与支払報告書が蒲郡市へ提出されている人は申告の必要はありません。

## 申告書の作成は、

### ご自分で

申告受け付けの期間、場所は右下の表のとおりです。申告会場は大変混雑します。スムーズに申告が済むようにご協力ください。

- (1) 申告書は自分で書いて提出してください。書き方の分からない人は、住所・氏名・扶養家族名など分かる所を記入しておいてください。
- (2) 医療費控除を受けられる人は、内訳書の添付が必要です。内訳書は、市役所税務課または申告会場に用意してありますので、事前に受け取り、内容を記入の上提出してください。
- (3) 印鑑、平成8年中の収支の分かる書類、控除を受ける医療費や生命保険の証明書などを持って会場にお越しください。

申告書の提出先 市役所税務課または各申告会場へ

申告期間中の問合せ先 市民体育センター内申告会場（☎67-9757）

## 所得税・市県民税の申告受付

| 期間              | 場所                    | 地区          |
|-----------------|-----------------------|-------------|
| 2月16日～<br>3月17日 | 市民体育センター              | 市内全域        |
| 2月24日～<br>2月26日 | 東部市民センター<br>(2階第3集会室) | 三谷・豊岡       |
| 2月27日～<br>2月28日 | 大塚公民館<br>(2階会議室)      | 相楽・大塚       |
| 3月3日～<br>3月5日   | 西部市民センター<br>(1階集会室)   | 形原・金平<br>一色 |
| 3月6日～<br>3月7日   | 西浦公民館<br>(2階講堂)       | 西浦          |

※受付時間は午前9時～午後4時  
(土曜日と日曜日は除く)

## 住宅取得等特別控除還付申告受付

- とき 2月3日(月)  
午前10時～正午 午後1時30分～4時
- ところ 蒲郡市民会館 大会議室
- 対象者 平成8年中に、住宅ローン等を利用して、マイホームを取得したり、増改築等をした人

## 税のテレホンサービス



税金のことで分からないときや申告のことで困ったときなど税務相談室をご利用ください。税金の専門家税務相談官が、責任をもってお答えします。お気軽に電話でご相談ください。

○税務相談室豊橋分室（豊橋市大国町）

☎0532 (52) 6550・(54) 7055